

事 務 連 絡  
令和 7 年 2 月 2 1 日

各医療機関 開設者 殿

岡山県保健医療部医療推進課長

厚生労働省「医療施設等経営強化支援事業」  
(生産性向上・職場環境改善等支援事業) について

保健医療行政の推進につきましては、平素よりご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記のことについて、令和 7 年 2 月 12 日付け医政発 0212 第 5 号にて厚生労働省医政局長から令和 6 年度分の実施要綱が発出されたところです。

そのうち「生産性向上・職場環境改善等支援事業」につきましては、要綱内で「令和 7 年 2 月 1 日時点でベースアップ評価料を届け出ている又は同年 3 月 31 日時点でベースアップ評価料を届出見込み」であることが支給要件とされました。

本県では、令和 7 年度に当該事業を実施する予定としておりますが、その場合も令和 7 年 3 月 31 日までにベースアップ評価料の届出を行っている医療機関が対象となる見通しであることから、当該事業を活用する意向のある医療施設及び訪問看護ステーションにおかれましては対応をお願いいたします。

なお、給付金を財源として実施することとされている取組（ICT 機器等の導入、タスクシフト/シェア、賃上げ）の詳細等については、今後、厚生労働省から考え方が示されることとなっておりますので、随時、県のホームページにてお知らせさせていただきます。（URL は下記 2 のとおり）

記

1. 支援を受けるために必要となるベースアップ評価料

下記のいずれかについて、令和 7 年 3 月 31 日までの届出が必要です。

- ・ 0100 外来・在宅ベースアップ評価料（I）
- ・ P100 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（I）
- ・ 0102 入院ベースアップ評価料（医科）
- ・ P102 入院ベースアップ評価料（歯科）
- ・ 訪問看護ベースアップ評価料（I）

## 2. 岡山県ホームページのURL

当該事業のほか、厚生労働省「医療施設等経営強化緊急支援事業」の他の事業メニューに係る本県の対応状況につきましても、下記県ホームページにて随時更新いたします。

【岡山県ホームページ】

<https://www.pref.okayama.jp/page/959509.html>



また、岡山県のメールマガジンにご登録いただきますと、情報更新時にお知らせが届きます。

【メールマガジン登録方法】

下記 URL から登録できます。

メールマガジンの内容選択では、「医療安全情報等のお知らせ」を選択ください。

<https://www.pref.okayama.jp/template/cms/guide.html>



## 3. その他

- 厚生労働省ホームページに掲載されている実施要綱及び給付金申請様式は、国が都道府県に対して示したものです。県から医療機関への支援については、令和7年3月下旬～4月頃に、県としての実施要綱を策定した上で申請の受付を開始することになりますので、ご注意ください。国の申請様式を提出いただいても、受理できません。
- ベースアップ評価料については、中国四国厚生局のホームページをご確認ください。

【医科・歯科】

[https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/chugokushikoku/shinsei/shido\\_kansa/shitei\\_kijun/tokukei\\_shinryo\\_r06.html](https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/chugokushikoku/shinsei/shido_kansa/shitei_kijun/tokukei_shinryo_r06.html)

【指定訪問看護ステーション】

[https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/chugokushikoku/shinsei/shido\\_kansa/kango\\_jigyo/kijun\\_r06.html](https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/chugokushikoku/shinsei/shido_kansa/kango_jigyo/kijun_r06.html)

【本事業に関する問合せ先】

岡山県保健医療部医療推進課 医事班

TEL: (086) 226-7403

【ベースアップ評価料に関する問合せ先】

中国四国厚生局 岡山事務所

TEL: (086) 239-1275